





# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総則

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第4条 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運賃・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行所定の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料金を除きます。）をいいます。

第5条 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員の間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等を支払わなければならない債務を、当該債権又は債務を有する旅行者の署名・捺印又は当該債権の支払いを受けず、この場合において、カード利用日手配旅行が当社に支払うべき費用等の額又は当該旅行代金に限り、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。

第6条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### （手配契約の終了）

第7条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合には、カード利用日、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知いたします。

### （手配サービスの提供）

第8条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は本邦外の旅行者、手配を業として行うその他の補助者に代行させることがあります。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

第9条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第10条 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しうとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

第11条 前項の申込は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

第12条（契約締結の拒否）

第13条 当社が、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じることがあります。

- 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が、暴行犯、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

### （契約成立時期）

第14条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受領した時に成立するものとします。

第15条 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

第16条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けなくとも、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

### （乗車券及び宿泊券の手配）

第17条 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

第18条 当社は、第8条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と交換し当該旅行サービス提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

### （情報通信技術の利用方法）

第19条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しうとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービス内容、旅行代金その他の旅行条件と当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書の内容に代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### （契約内容の変更）

第20条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

第21条 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消すに運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、予約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければならないとします。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （旅行者による任意解除）

第22条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

第23条 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受ける旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を支払わなければならないとします。

### （当社の責任に帰すべき事由による解除）

第24条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- 旅行者が前項の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を支払わなければならないとします。

### （当社の責任に帰すべき事由による解除）

第25条 旅行者は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

- 旅行者が前項の期日までに旅行代金を支払わないとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、予約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を支払わなければならないとします。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

第26条 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないとします。

### （旅行代金の支払）

第27条 旅行者は、当社が提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

第28条 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更するものとします。

第29条 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

第30条 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第8条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用の支払いを受けず、この場合において、カード利用日手配旅行が当社に支払うべき費用等の額又は当該旅行代金に限り、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないとします。

### （旅行代金の精算）

第31条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金とで既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第33条第1項の定めるところにより運賃等の旅行代金の精算を行います。

第32条 精算旅行代金と旅行代金とで既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないとします。

第33条 精算旅行代金と旅行代金とで既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

## 第5章 団体・グループ手配

### （団体・グループ手配）

第34条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

### （契約責任者）

第35条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有していません。当該団体・グループに代表者を指定する旅行代金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金とで既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第33条第1項の定めるところにより運賃等の旅行代金の精算を行います。

第36条 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

第37条 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

第38条 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### （契約成立の特則）

第39条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けなくとも手配旅行契約の締結を承諾することができます。

第40条 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けなくとも手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

### （構成者の変更）

第41条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

第42条 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び消滅変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

### （添乗サービス）

第43条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗者を同行させ、添乗サービスを提供することができます。

第44条 添乗員が添乗サービスの内容を、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループの旅行スケジュールに必要と認められるとき、

第45条 添乗員が添乗サービスを提供する時間中は、原則として、8時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

## 第6章 責任

### （当社の責任）

第46条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

第47条 旅行者が現地地味、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の代理代行者の責任を負う事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

第48条 当社は、手荷物として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

### （旅行者の責任）

第49条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

第50条 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康増進その他の手配旅行契約の目的を達成するよう努めなければなりません。

第51条 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービス内容に同意するほか、万が一契約書面と異なる旅行サービス提供されたとき、旅行者は、旅行代金に支払うべき費用等を負担するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

### （その他当社の業務上の都合があるとき）

第52条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約の引受けを受けた旅行契約（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

第53条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の内容に代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

第54条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### （受託業務）

第55条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

第56条（旅行者の義務）

第57条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

第58条 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

第59条 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外公館その他の者に、手数料、資料料、委託料その他の料（以下「書類料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に当該書類料等を支払わなければならないとします。

第60条 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用を負ったときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならないとします。

### （契約の解除）

第61条 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

第62条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。

- 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
- 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるとき。
- 旅行者が、渡航手続代行料金、査読料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。
- 旅行者が第4条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

第63条 前条第1号の代行業務を引受けを受けた場合において、旅行者が、当社の責任に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないその他の重大な事由が生じたときは、当社が責任を負うものではありません。

第64条 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った書類料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

### （当社の責任）

第65条 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

第66条 旅行者が現地地味、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の代理代行者の責任を負う事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

第67条 当社は、手荷物として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

### （旅行者の責任）

第68条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

第69条 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康増進その他の手配旅行契約の目的を達成するよう努めなければなりません。

第70条 旅行者は、旅行開始前において、契約書面に記載された旅行サービス内容に同意するほか、万が一契約書面と異なる旅行サービス提供されたとき、旅行者は、旅行代金に支払うべき費用等を負担するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないとします。

### （その他当社の業務上の都合があるとき）

第71条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約の引受けを受けた旅行契約（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

第72条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の内容に代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

第73条 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第74条 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約の引受けを受けた旅行契約（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

第75条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の内容に代えて、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用に係る通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

## 標準旅行業約款（旅行相談契約）

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、旅行者に不利にならない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （旅行相談契約の定義）

第2条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料」といいます。）を受取することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

第3条 旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、前項の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

第4条 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

第5条 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けなくとも電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

第6条 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じることがあります。

- 旅行者の相談内容が公衆に反し、若しくは旅行者の用に供される法律に違反するおそれがあるものであるとき。
- 旅行者が、暴行犯、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

### （相談料）

第7条 当社は、第2条に掲げる業務を支払わなければならないとします。旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないとします。

### （契約の解除）

第8条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

第9条（当社の責任）

第10条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

第11条 前項の規定に基づいて旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であること保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

## 標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、旅行者に不利にならない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （渡航手続代行契約を締結する旅行者）

第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集企画旅行契約、受託型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者等の募集企画旅行契約において当社が代理として契約を締結した旅行者とします。

### （渡航手続代行契約の定義）

第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- 出入国手続書類の作成
- その他の旅行者に関連する業務

### （契約の成立）

第4条 当社は、渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

第5条 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

第6条 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けなくとも電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

第7条 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じることがあります。

- 旅行者が、暴行犯、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、虚偽を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

株式会社全旅

東京都中央区銀座 8-13-1

銀座三井ビルディング 2F